

令和 5 年第 6 回

おい町農業委員会議事録

おい町農業委員会
(令和 5 年 8 月 3 0 日)

召集年月日 令和5年8月30日（水）

召集の場所 里山文化交流センター

開会 令和5年8月30日 午後3時58分

閉会 令和5年8月30日 午後4時43分

出席委員（9名）

2番 松尾豊（会長）	3番 渡邊典子	5番 桑田一広
6番 森和哉	7番 谷口新市	9番 松井厚雄（職務代理）
10番 早川直助	12番 小原悟	13番 古池洋子

欠席委員（5名）

1番 細川正博	4番 岩崎誠一	8番 松尾光繁
11番 塩野鐘吉	14番 國久博一	

出席事務局

次長 門野幸文	書記 藤原昭洋
	林亜久里
	中塚淳子

提出議案

議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
審議について

議案第20号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
審議について

議案第21号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
審議について

議案第22号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請

審議について

議案第23号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
審議について

議案第24号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請
審議について

議案第25号 大飯農業振興地域整備計画の変更について

門野次長

皆さんご苦労様です。

開会に先立ちまして、お断りをさせていただきます。

本日、小西事務局長につきましては、おおい町議会 9 月定例会議のため、欠席させていただいております。

私、門野が小西事務局長の代わりを務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではただ今から、令和 5 年第 6 回おおい町農業委員会を開催いたします。

本日の日程についてご案内をさせていただきます前に

1 番 細川委員、4 番 岩崎委員、8 番 松尾委員、
11 番 塩野委員、14 番 國久委員の 5 名より欠席の連絡を受けております。

本日の議案は、あらかじめ届けさせていただいております 7 議案を予定しております。

それでは開会にあたりまして、会長から開会のあいさつをいただきたいと存じます。

会長、よろしくお願いいたします。

会 長

本日は、令和 5 年 第 6 回おおい町農業委員会を招集させていただきましたところ、皆様方には、何かとお忙しい中、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。

それでは、本日上程します議案について、慎重審議いただきますようよろしくお願いいたします。

[開 会]

議 長

それではただ今から議事に入ります。

本日の出席委員は、9 名でございまして、おおい町農業委員会会議規則第 6 条の規定により会議が成立いたします。よって、お手元の会議日程に基づいて会議を進めさせていただきます。

[日程 1]

議 長

日程 1 会議録署名委員の指名についてであります。わたしのほうから指名させていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長

それでは 7 番 谷口委員さんと 9 番 松井委員さんを指名いたします。

〔日程 2〕

議長 日程2 議案第19号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

門野次長 はい、議長。
議案第19号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第19号資料説明)
申請地は、譲受人が所有する住宅の近くにある農地で、譲受人が畑として耕作したいとのことです。譲受人は、今後、梅や梨を作付けする予定とのことです。
許可基準は資料3ページのとおりの農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森委員 はい、議長。
こちらは23日に渡邊委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおりの申請地は譲受人が所有する住宅の近くにある農地であり、〇〇氏が営農できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 所有する住宅が近くにあるということですが、住所は他所にあるということで、本当に住まれているのか。

中塚書記 ご住所は〇〇ですが、譲渡人の住宅を譲り受けたとのことで、今後、耕作のために何日間かその住宅に滞在し、そこを拠点にされるということです。

松井委員 ○○氏はおおい町出身の方か。

中塚書記 ○○○○ご出身の方と聞いています。譲渡人○○○○○氏の
○○○と知人で、生前からゆくゆくは○○氏に譲りたいと話
しており、今回の申請に至りました。

議 長 現況は田となっているが、今までも作っていたのか。

藤原書記 今までは、○○○○氏が営農していましたが、現在は営農さ
れておりません。

議 長 わかりました。

議 長 そのほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第 19
号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、日程 2 議案第 19 号 農地法
第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議につ
いては、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 3〕

議 長 日程 3 議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農
地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

門野次長 はい、議長。
議案第 20 号は、○○○○○○在住の○○○○○氏の所有する
農地について、先程ご審議いただきました譲受人と同じ○○○
○○○在住の○○○○○氏に所有権を移転する申請でございます。
詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第 20 号資料説明)
申請地は、先ほどご審議いただきました議案第 19 号の農地
と隣接する農地であり、譲受人が畑として耕作したいとのこと
です。今後、譲受人は大根などの野菜を作付けする予定とのこ
とです。

許可基準は資料 6 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森 委 員 はい、議長。
 こちら 23 日に渡邊委員と現地を確認いたしました。
 事務局説明のとおり、申請地と議案第 19 号の農地は隣接していることから、譲受人の〇〇氏が併せて営農できると確認しましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございます。
 ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

早川委員 〇〇氏は男性ですか。

中塚書記 男性です。

早川委員 年齢は。

中塚書記 〇〇歳です。〇さんがいらっしやいまして、〇さんと〇〇から一緒に来られてお二人で耕作されると聞いております。

松井委員 機械とかはどうするのか。

中塚書記 今後、許可が下りれば自己調達する予定と聞いております。

議 長 そのほかにご意見、ご質問がないようですので、議案第 20 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、日程 3 議案第 20 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議につ

いては、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 4〕

議長 日程4 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

門野次長 はい、議長。
議案第21号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第21号資料説明)
申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、譲受人が取得したいとことから、今回の申請をされました。今後は、譲受人である〇〇氏が畑として使用される計画です。
許可基準は資料9ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森委員 はい、議長。
こちら23日に渡邊委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇〇氏の自宅に隣接しており、現状は農地として管理されていることから、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、議案第21号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、日程4 議案第21号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 5〕

議 長 日程5 議案第22号 農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

門野次長 はい、議長。
議案第22号は、〇〇〇〇の所有する農地について、〇〇〇〇〇〇の〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長。
(議案第22号資料説明)
申請地は、譲受人の自宅近くにある農地で、現在営農している譲受人が取得したいとのことから、今回の申請をされました。譲受人である〇氏が引き続き、畑として使用される計画です。
許可基準は資料12ページのとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森 委 員 はい、議長。
こちら23日に渡邊委員と現地を確認いたしました。
事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇氏の自宅近くであり、引き続き〇氏が営農できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長 ご報告ありがとうございました。
ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

松井委員 はい、議長。

〇〇〇〇が農地を所有していた経緯を知りたい。また、譲受人が営農されていたということですが、そんなところがよくあるのか。

門野次長 よくあることはないですが、たまにこういうところもありまして、今回申請のあった農地も地籍調査が入って初めて申請人も認識されたような感じでした。この農地は、昭和〇〇年に〇〇〇〇が買収しておりまして、当時は現在の〇〇〇〇〇〇〇〇のところも併せて一帯を買収しております。ここは〇〇〇〇〇が建つ前は、〇〇〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇の建設用地として〇〇〇〇〇が買収しました。その残地としてこの農地が残ったのではないかと思います。その残地部分を本来ならば〇〇〇〇〇で管理しなければならないところですが、買収した当時の申し合わせかで整備した後の残地を無償で管理してもらっていたような状況かと思われま。

松井委員 書面があったとかそういうことはないのか。

門野次長 書面では残っていません。今後は〇〇〇〇〇の申請が出てきまして、登記簿上、所有権移転されることになると思われま。

古池委員 登記もされていなかったのか。

門野次長 はい。登記簿も〇〇〇〇〇〇〇〇になっております。

議 長 そのほかご意見、ご質問がないようですので、議案第 22 号について、賛成の方の挙手を求めま。

(挙手全員)

議 長 賛成全員でございますので、日程 5 議案第 22 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 6〕

議 長 日程 6 議案第 23 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。議案の内容について事務局から説明をお願いします。

門野次長

はい、議長。

議案第 2 3 号は、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇〇氏の所有する農地について、同じく〇〇〇〇〇の〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第 2 3 号資料説明)

申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、現在営農している譲受人が取得したいとのことから、今回の申請をされました。譲受人である〇氏が引き続き、畑として使用される計画です。

許可基準は資料 1 5 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森 委 員

はい、議長。

こちら 2 3 日に渡邊委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇氏の自宅に隣接する農地であり、引き続き〇氏が営農できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 3 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

賛成全員でございますので、日程 6 議案第 2 3 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議については、原案どおり許可するものと決定いたします。

[日程 7]

議 長

日程 7 議案第 2 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農

地の所有権移転許可申請審議について を議題といたします。
議案の内容について事務局から説明をお願いします。

門野次長

はい、議長。

議案第 2 4 号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏の所有する農地について、〇〇〇〇〇の〇〇〇〇氏に所有権を移転する申請でございます。詳細は書記に説明させます。

中塚書記

はい、議長。

(議案第 2 4 号資料説明)

申請地は、譲受人の自宅に隣接する農地で、現在営農している譲受人が取得したいとのことから、今回の申請をされました。譲受人である〇〇氏が引き続き、畑として使用される計画です。

許可基準は資料 1 8 ページのとおり農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可基準の全てを満たしております。

議 長

ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件に つきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご報告願います。

森 委 員

はい、議長。

こちら 2 3 日に渡邊委員と現地を確認いたしました。

事務局説明のとおり、申請地は譲受人の〇〇氏の自宅に隣接する農地であり、引き続き〇〇氏が営農できると確認いたしましたので、所有権移転は問題ないものと判断いたしました。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

(意見・質問なし)

議 長

ご意見、ご質問がないようですので、議案第 2 4 号について、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長

賛成全員でございますので、日程 7 議案第 2 4 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の所有権移転許可申請審議につ

いては、原案どおり許可するものと決定いたします。

〔日程 8〕

議長 日程 8 議案第 25 号 大飯農業振興地域整備計画の変更について を議題といたします。

本件は、おおい町長から意見を求められたものであります。

それでは、議案の内容について事務局から説明をお願いします。

門野次長 はい、議長

議案第 25 号は、〇〇〇〇〇〇在住の〇〇〇〇氏が、家族とともに居住する住宅の建築及び駐車場を整備するにあたり、当該農地が農業振興地域内にある農用地のため、大飯農業振興地域整備計画の変更を行うものです。

詳細は書記に説明させます。

中塚書記 はい、議長

（議案第 25 号資料説明）

本件は、次長説明のとおり、現在〇〇〇在住の申請人が、当該農地に〇と〇とともに居住する住宅建築および駐車場を整備するにあたり、農振農用地から除外するための申請です。

申請地は大飯農業振興地域整備計画において農振農用地に指定されており、先に農振農用地の除外が認められた上で農地転用の申請が可能となります。

当該農地は、この除外が認められますと、土地改良により造成された農地であるため、第 1 種農地となります。また、申請地は〇が居住する実家が隣接しており住宅地となっていることから、第 1 種農地の許可基準である、「住宅に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」という条件を満たすことになります。よって、農振農用地からの除外は可能と考えます。

なお、各機関からこの除外について同意されますと、その後県との協議により、農振農用地からの除外手続きが完了し、住宅建築および駐車場整備の転用申請が提出されることとなります。

議長 ただ今、事務局から説明がありましたが、この案件につきまして、農地委員さんに現地確認をして頂いておりますのでご

報告願います。

森 委 員

はい、議長。

こちらも23日に渡邊委員と現地を確認いたしました。

当該農地には隣地に農地がございましたが、計画によりますと、当該農地との境界には土留めを施すとのことで、周辺農地の営農への影響はないものと思われます。また、一般住宅および駐車場整備の規模としては妥当なものにとどめられていることから、農用地区域から除外することはやむを得ないものと判断いたします。

議 長

ご報告ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明と農地委員さんからご報告がございましたが、何かご意見、ご質問ございませんか。

古池委員

はい、議長。

除外を求められたら検討して徐々に外していくものなのか。どこまでが振興地域なのか所有者自身もわかっていないのではないか。上の方の農地も振興計画区域に入っているのでしょうか。

藤原書記

はい、議長。

古池委員がおっしゃったように、田んぼの形が整形されているようなところは、すべて農用地区域に入っていると考えていただいて結構です。農用地区域に指定しないと土地改良事業が実施できないということです。今回の申請地についても、土地改良事業の区域に入っていたので、農用地区域になっていたということでご理解いただきたいと思います。23ページの○○○○○○と書いてある上に、家が見えると思いますが、こちらの農地についても、以前に農用地区域からの除外がなされて、転用された土地になります。24ページに求積図がございますが、現在、この○○○○○○○○○○は、全部で○○○平方メートルあります。今回は農振除外予定地であるこの部分だけを分筆して、この部分だけは宅地にし、残りの部分については農地として利用される予定です。

松井委員

家の隙間に飛び出たところは農地のままか。

藤原書記

今回につきましては、除外するにあたって住宅の規模などが適正かどうか重要になってくるので、本来ですとこちらも除

外したいという理由がたてば除外ができますが、そこまで必要ないということになれば除外ができないということになります。今回については、申請人の方から、農地として残したいということで、こちらの除外についての申請は出てきておりません。

議 長 そのほかご意見、ご質問がないようですが、ご異議はございませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようでございますので、議案第25号 大飯農業振興地域整備計画の変更については、「特段の意見なし」として回答することといたします。

議 長 それでは、これをもちまして上程した全ての日程を終了し、令和5年第6回の委員会を終了いたします。慎重審議ありがとうございました。